

年金業務・組織再生会議（第30回）議事要旨

1 日時 平成20年6月10日（火）14:00～15:40

2 場所 内閣府地下講堂

3 出席者

（委員・50音順、敬称略）

岩瀬達哉、大山永昭、岸井成格、小嶋典明、斎藤聖美、野村修也、八田達夫、本田勝彦

（政府）

渡辺喜美行政改革担当大臣、山本明彦内閣府副大臣、戸井田徹内閣府大臣政務官、福井良次行政改革推進本部事務局長、江澤岸生行政改革推進本部事務局次長、加瀬徳幸行政改革推進本部事務局参事官、長田浩志行政改革推進本部事務局企画官

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 委員意見交換
- (3) 閉会

5 議事の経過

- 事務局から、資料「主要検討課題（メモ）」について説明があり、各委員間で意見交換が以下のように行われた。
 - ・ 人員数の検討において、年金給付システムの刷新や社会保障カードなどの不確定要素を省いて考えることは現実的で分かりやすいと思うが、業務そのものについてどう機構でやっていくべきかという観点からは、考え方を言及しておくべきではないかとの意見があった。
 - ・ システムについて、機構が一貫して責任を果すため、制度を作る側である厚生労働省から、明確な論理的解釈を出さなければ、機構側はしっかりしたものが作れないのではないかとの意見があった。
 - ・ 人事管理について、いろいろなやり方が考えられるが、本部において、一万人規模の社員の人事異動等を管理することは難しいので、機能によってはブロック単位が妥当ではないかとの意見があった。
 - ・ 事務所長について、事務所長は通過点であり、いい成果を出せば、中央に上がっていくというインセンティブを持たなければ、組織の管理はうまくいかないのではないか。そのためにも、スタート時から地域を越えた、かつ、若い事務所長の登用を実現すべきではないかとの意見があった。

- ・ 処分者の採用について、原則採用しないという方針で意欲が高い人あるいは処分が軽微な人を採用するのか、原則採用するが他の人より厳しくみるのか、それによってずいぶん結果が違ってくるのではないかとの意見があった。
 - ・ 処分者の採用について、一度処分を受けたから、それでもって採用しないというのはいかがなものかとの意見があった。
 - ・ 処分者を原則採用しないこととしても、新規採用なので法的には二重処分にならないが、基本的には年金制度の信頼を回復するという観点から考えるべきであり、単に過去に処分を受けたとの理由から排除するというのは乱暴ではないかとの意見があった。
- 最後に、渡辺行政改革担当大臣から、再生会議も大詰めであり、これまで積極的に展開してきた議論をきちんとまとめ、再生会議の成果が設立委員会へ引き継がれることが重要との発言があった。
- 次回開催は、追って日程を決めて連絡することとされた。

<文責：行政改革推進本部事務局（速報のため事後修正の可能性あり）>